

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）及び運転免許証返納者を対象とした路線バス定期券の割引販売を行う事業者に対して当該割引相当額を補助することにより、高齢者及び運転免許証返納者が公共交通機関を積極的に利用して安心して外出できる環境の醸成に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市内を運行する路線バスの事業者が発行する路線バス定期券を高齢者及び運転免許証返納者に対し、正規の価格の5割引で販売する事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市内を運行する路線バスの事業者であって、補助対象事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象者が路線バス定期券の割引を行った額（路線バス定期券を割引して販売した後に当該路線バス定期券の払戻しが行われた場合は、その払い戻された路線バス定期券の払戻し時における割引額に相当する額を控除した額）とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書

2 本補助金の交付の申請は、補助対象事業を実施しようとする年度ごとに行わなければならない。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告書は、補助対象事業を完了し、中止し、若しくは廃止した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書
- (3) 路線バス定期券を購入しようとする者が提出した購入申請書
- (4) 路線バス定期券を払い戻そうとする者が提出した払戻申請書
- (5) その他市長が必要と認める資料等

2 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

年 月 日

事業者名_____

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金事業計画書

1 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業実施計画

路線バス定期券

定期券の種類 a	販売予定枚数 B	販売予定額 $c=a \times B$	割引額 (補助申請額) $d=c \times 0.5$
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合 計	枚	円	円

注 1 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 % を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

年 月 日

事業者名 _____

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金事業報告書

1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業内訳

路線バス定期券

定期券の種類 a	販売枚数 b	販売額 $c=a \times b$	割引額 $d=c \times 0.5$
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合 計	枚	円	円

定期券の券面額	払戻しに係る払戻額算定対象日数	払戻しに係る割引相当額 e
	日	円
	日	円
	日	円
	日	円
	日	円
合 計	日	円

d - e 円

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 第 号で交付決定のあった鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金について、鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - （1）この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - （2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （3）課税売上又は非課税売上・課税仕入に係る消費税等の計算書の写し